

## 簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 6年10月11日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契約課)

### 記

業務名	( 照委6-1) 市内都市公園等照明LED化業務委託		
業務場所	市内一円		
委託期間	令和6年11月13日 ～ 令和7年3月19日 127日間		
業務概要及び条件	公園・遊園・緑地照明器具交換 市内190公園の照明器具交換 LEDポールライト器具取替水銀灯100型相当 庭園灯型 7基 LED防犯灯器具取替32型相当 11基 LED防犯灯器具取替20型相当 220基 LEDトイレ照明器具取替20型相当防湿型・防雨型 4基 鋼管ポール立替 16本		
予定価格	¥14,653,100 (税込)	最低基準価格	¥10,257,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
次の①～②の全てを満たすこと。 ①参加資格者名簿登録(市内本店) ②建設業許可(電気)			
入札参加表明書の受付			
提出期限 令和6年10月17日(木) 午後 5時 00分 まで 提出場所 郵便入札 添付資料 別紙、参加表明書に記載のとおり			
入札予定	予定日 令和6年11月6日(水) 場 所 宇治市役所 西館 4階入札室		
前払金	無	部分払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
その他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

## 説明会に替えて連絡する事項

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。  
令和6年10月11日（金）午前9時から  
令和6年10月24日（木）午後5時まで
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）に掲載しています。

## 予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

## 競争入札参加資格者名簿登録業者等への連絡方法の変更について

契約課及び建設総括室より競争入札参加資格者名簿登録業者や、入札参加者等に行っている入札・契約等に係るお知らせ(入札通知書や検査結果通知書等の窓口受け取りの依頼、質疑回答書の公表、物品・役務の入札結果、指名停止措置など)の連絡方法を、令和6年9月27日より従来のファックスからメールに変更しました。

以下の点を確認し、必要に応じて手続き等を行ってください。

### ・送信先のメールアドレスについて

競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス(申請後にメールアドレス変更の届出をしている場合はそのメールアドレス)に、送信します。メールアドレスの登録の有無や申請時のメールアドレスが不明な場合は、契約課までお問い合わせください。

### ・メールアドレスの登録・変更について

競争入札等参加資格審査申請の際に、メールアドレスを記入しておらず新たにメールアドレスを登録される場合や、申請の際のメールアドレスから他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

### ・受信設定について

「@city.uji.kyoto.jp」ドメインからのメールを受信できるよう設定してください。また、メールが迷惑メールフォルダに振り分けられないよう受信設定をご確認ください。

なお、送信するメールアドレスは「keiyakuka@city.uji.kyoto.jp(契約課)」「k-soukatsu@city.uji.kyoto.jp(建設総括室)」です。

### ・工事及びコンサルタントについて(電子入札案件)

京都府電子入札システムより送信されるメール(指名通知、入札結果等)については従来通りです。ただし、電子入札の案件においても、仕様書の訂正や質疑回答書の公表など、これまでファックスで連絡していたものについては、上記と同じくメールに変更します。

## 市内都市公園等照明 LED 化業務委託特記仕様書

### 1 (業務委託の適用範囲)

本仕様書は、「市内都市公園等照明 LED 化業務委託」に適用する。

### 2 (目的)

本業務は、電気料金、維持管理費及び、温室効果ガスの削減を目的とし、宇治市（以下「発注者」という。）が管理する公園照明を LED 照明器具へ交換する。

### 3 (概要)

公園照明柱及びトイレに設置されている水銀灯・蛍光灯を LED 照明器具に交換する。

### 4 (業務場所)

北島第2遊園ほか市内公園緑地 計190箇所

### 5 (業務期間)

令和6年11月13日から令和7年3月19日

作業時間は土日祝を除く、9:00から17:00を原則とする。

但し、これによりがたい場合は、監督職員と協議の上、その指示によるものとする。

### 6 (提出書類)

提出書類は下記に定める。

様 式 名	提 出 期 限
業務着手届	業務着手までに
業務担当責任者通知書	契約締結後7日以内
業務担当責任者経歴書	契約締結後7日以内
業務委託承諾願	再委託契約前
業務計画書	契約締結後速やかに

業務工程表	契約締結後 7 日以内
建設業の許可証の写し	契約締結後 7 日以内
廃棄物受入契約書	業務着手までに
マニフェスト写し	業務完了までに
使用材料通知書	材料使用前に
週間工程表	前週の木曜日までに
製品保証書・試験成績書・製品完成図	業務完了までに
電気使用申請書	業務完了までに
業務写真集	業務完了までに
業務完了通知書	業務完了後速やかに
業務目的物引渡書	検査合格通知後
委託料請求書	検査合格後速やかに

#### 7 (照明器具数量、技術基準)

名 称	数 量
LED ポールライト (水銀灯 100W相当)	7 基
LED 防犯灯 (蛍光灯 32W相当)	11 基
LED 防犯灯 (蛍光灯 20W相当)	220 基
LED 防湿・防雨型ライト (蛍光灯 20W相当)	4 基
鋼管ポール Φ89.1 t=2 L=6.3m 溶融亜鉛メッキ仕上げ キャップ付き	16 基

器具の構造、性能などについては、以下項目を満たすこと。但し、発注者と受注者の協議のうえ、認められた場合はその限りではないものとする。

(1) 構造

LEDポールライト（水銀灯100W相当タイプ）

LED照明器具は次の条件を満たし、かつ、およそ10年（光源寿命4万時間相当）の耐用年数を有し屋外環境での使用に耐え得る構造とすること。

- ア 器具は腐食に考慮した材質とする。
- イ 器具は上方光束比5%以下のものを使用すること。
- ウ 器具は落下防止ワイヤー付であること。
- エ 器具は水平面360度を照らすことができること。
- オ 丸形器具はΦ38.1からΦ76.3までの既設ポールに、取り付けることができること。

LED防犯灯（蛍光灯32W・20W相当タイプ）

LED照明器具は次の条件を満たし、かつ、およそ15年（光源寿命6万時間相当）の耐用年数を有し屋外環境での使用に耐え得る構造とすること。

- ア 器具本体は自動点滅器が内蔵されていること。
- イ 器具本体は腐蝕に考慮した材質とする。
- ウ 器具取付部は腐蝕考慮し、また振動にも考慮した材質とする。
- エ 器具取付部から10cm離れた位置で70kgの静荷重に耐えることができること。
- オ 器具は、設置した後でも前後方、側方用の遮光板を器具内部に取り付けることができること。
- カ 前面の透過性カバーは、アクリル樹脂と同等以上の耐候性を持つこと。

(2) 性能等

LEDポールライト（水銀灯100W相当タイプ）は、次の性能を有すること。

- ア 器具は水銀灯100形相当であること。
- イ 電力会社申請入力容量は20VA未満とすること。
- ウ 耐震サージ性能15kV（コモンモード）を有すること。

蛍光灯32形・20形相当LED防犯灯は、次の性能を有すること。

- ア 電力会社申請入力容量は10VA未満とすること。
- イ 日本防犯設備協会が定める「防犯灯の照度基準（SESE1901-3）」におけるランクL以上の照度を有すること。
- ウ 日本防犯設備協会が認定する「有料防犯機器」を示すRBSSを取得していること。
- エ 平均水平面照度3lx以上を満たしていること。
- オ 防塵防水性能は、IP44基準を満たしていること。
- カ 器具は、落雷による故障発生の低減を目的に電源線と筐体との間に15kVのサージ電圧を印加しても故障が無く、再使用が可能であること。
- キ 色温度は5000ケルビン以上とする。

#### 8（業務における注意点）

- （1）担当職員が指示した個所の器具を交換すること。
- （2）従前器具（安定器を含む）は取外し、関連法令に基づき適正に処理すること。
- （3）既設の自動点滅器は再利用すること。但し、損傷などにより利用できない場合は、監督職員と協議すること。
- （4）着手前・完了の写真は必ず同一角度で、黒板の文字が見えるように撮影し紙ベース、データ（DVD）を各1部ずつ提出すること。また写真はカラーとし、大きさはサービスサイズ程度とする。
- （5）業務委託範囲内において、従前器具の球切れ等が生じた場合は、指示を受けた日より14日以内に、LED照明器具へ交換すること。
- （6）照明柱の腐食等、構造に支障があることを発見した場合は、速やかに発注者へ報告することとし、危険なので交換はしないこと。
- （7）作業後に点灯確認を行うこと。
- （8）交換対象器具の数量に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

#### 9（安全管理）

- （1）業務は、公園利用者の支障とならないよう十分に配慮し行うこと。



- (2) 業務は、作業中である旨の表示板を掲げて行うこと。また、表示板の作成に要する費用は、受注者の負担とする。(別紙「表示板の記載例」参照のこと)
- (3) 受注者は、電気工事士法に基づき、電気工事士の資格を有する者とし、作業内容や条件に応じて「労働安全衛生法」、「電気工事業法」、その他関係する法令を厳守すること。
- (4) 受注者は、防・保護服、安全帯、検電器具等の墜落防止並びに感電防止に関する装具を必要に応じて使用すること。

#### 10 (申請手続)

本業務に関する関係諸官庁や電力会社への手続きは、受注者がその業務を遂行し、申請に要する費用はすべて受注者の負担とすること。

#### 11 (補償期間)

完了検査後2年以内に、点灯不良等の不具合が生じた場合は、受注者は、これを補償すること。

#### 12 (その他)

仕様書に定めのない事項、変更については、必要に応じて発注者と受注者の双方が協議のうえ、決定するものとする。

#### 13 標示板の記載例

